第五十二条第一項中「第十九条第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、同条第四項中「第二十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「受領した回答を」を「第二十条第一項の規定により受けた回答を」に、「受領した回答の」を「当該回答の」に改め、同条に次の二項を加える。

5　署名検証者及び署名確認者は、特定署名用電子証明書記録情報の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第三項又は第二十条第五項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報を利用するものとし、これらの規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

6　団体署名検証者は、第二十条第五項の規定により特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うため必要な範囲内で、第十八条第三項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報を利用するものとし、当該特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該提供以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第五十四条第三項及び第五十六条第二項中「受領した回答」を「受領した回答等」に改める。

第六十七条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第十八条第三項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る事務

第六十七条第一項第四号中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

第七十一条の二を第七十一条の三とし、第七十一条の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第七十一条の二　第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十二条第三項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十九条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第一款　署名用電子証明書（第三条―第十六条）」を「第一款　個人番号カード用署名用電子証明書（第三条―第十六条）　第二款　移動端末設備用署名用電子証明書（第十六条の二―第十六条の十五）」に、「第二款　署名検証者等」を「第三款　署名検証者等」に、「第一款　利用者証明用電子証明書（第二十二条―第三十五条）」を「第一款　個人番号カード利用者証明用電子証明書（第二十二条―第三十五条）　第二款　移動端末設備用利用者証明用電子証明書（第三十五条の二―第三十五条の十五）」に、「第二款　利用者証明検証者」を「第三款　利用者証明検証者」に改める。

第二章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款　個人番号カード用署名用電子証明書

第三条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）」に改め、同条第一項中「の発行」を「であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録するもの（以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行」に改め、同条第二項中「住所とする」の下に「。以下同じ。」を加え、同条第四項中「、当該申請者の」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十二条第四項及び第三十八条の二第一項において同じ。）その他の主務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」を削り、同条第五項中「及び」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、同条第六項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第七項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード」に改め、同条第八項中「及び」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

第四条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理）」に改め、同条中「署名利用者は」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は」に、「署名利用者の」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」に改め、「その他」の下に「当該」を加える。

第五条（見出しを含む。）中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

第六条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書の二重発行の禁止）」に改め、同条中「署名利用者は」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は」に、「署名利用者」を「署名用電子証明書」に、「署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」に改める。

第七条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項）」に改め、同条中「署名用電子証明書に」を「個人番号カード用署名用電子証明書に」に改め、同条第一号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第二号中「署名利用者検証符号及び」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び」に改め、同条第三号中「（同号に掲げる事項については、住所とする。）」を削る。

第八条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録）」に改め、同条中「署名用電子証明書を」を「個人番号カード用署名用電子証明書を」に、「当該署名用電子証明書」を「当該個人番号カード用署名用電子証明書」に、「署名用電子証明書発行記録」を「個人番号カード用署名用電子証明書発行記録」に改め、「電磁的記録媒体」の下に「（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」を加える。

第九条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請）」に改め、同条第一項中「署名利用者は」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は」に、「署名利用者に係る署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第二項中「内容及び」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第三項中「署名利用者は、前項」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、前項」に改める。

第十条の見出し中「署名利用者符号」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号」に改め、同条第一項中「署名利用者は」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は」に、「署名利用者の」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」に、「電磁的記録媒体」を「個人番号カード」に改め、同条第二項中「内容及び」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条に次の一項を加える。

3　個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、前項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る第十六条の二第一項に規定する移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができる。この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者の同条第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。